

有料老人ホームに係る 指導監督及び整備状況等について

【横浜市資料】

有料老人ホームにおける望ましいサービス提供の
あり方に関する検討会

横浜市 健康福祉局 高齢健康福祉部
高齢施設課長 北條 雅之

令和7年5月19日

1 有料老人ホームへの指導監督

(1) 横浜市内の有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の推移

- ・ **住宅型の増加が顕著**（定員数・施設数ともに、3年間で約1.3倍）

各年度 3月31日時点

		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
特定施設 ※ (介護付有料老人ホーム等)	定員数 (人)	15,785	15,915	16,347	16,465
	施設数 (か所)	216	215	222	224
住宅型有料老人ホーム	定員数 (人)	4,958	5,443	6,071	6,648
	施設数 (か所)	112	121	135	150
サービス付き高齢者向け住宅	定員数 (人)	4,954	5,002	5,207	5,406
	施設数 (か所)	117	118	122	125

※ 特定施設の指定を受けた「サービス付き高齢者向け住宅」と「ケアハウス」を含む。

- ・ 定期の立入検査については3年に1回を目標に実施
このほか、必要に応じて随時の立入検査を実施

1 有料老人ホームへの指導監督

(2) 横浜市における不適切な事業運営の事例

- 令和5年度に実施した臨時の立入検査で
不適切な介護を確認したため、継続的に指導を実施



- 令和6年9月、入居者を残したまま突然施設を閉鎖
急遽、関係機関と横浜市が連携して入居者の安全確保と
転居支援を実施

1 有料老人ホームへの指導監督

(3) 行政処分に関する課題

○ 事業制限・停止命令について

【課題】

処分基準の考え方が示されていないため、

- ① 迅速な処分を行うことが難しい
- ② 処分内容が自治体ごとに大きく異なるおそれがある

➡ 国において処分基準の考え方を整理することが考えられる

1 有料老人ホームへの指導監督

(4) 届出制の課題

【メリット】

- ・ 参入のハードルが低くなるため、
創意工夫のある多様な事業者による新規開設が可能

【デメリット】

- ・ 妥当性を担保できない事業計画であっても届出により開設が可能
- ・ 事業停止命令など重大な処分を受けた事業者であっても
無条件で新規の開設が可能

1 有料老人ホームへの指導監督

(5) 開設に係る新たな規制の検討

事業者の創意工夫を損なわない範囲で、
実現性が低いなど妥当性が担保できない事業計画や、
虐待により重大な処分を受けた事業者等については、
一定程度の規制が必要

2 特定施設・住宅型有料老人ホームの整備状況

(1) 特定施設の整備量（第9期介護保険計画等）

後期高齢者人口に占める特定施設の利用実績を参考※に、
各年度の同人口の推計値から算定

各年度 3月31日時点			
	R 6 年度 2024年度	R 7 年度 2025年度	R 8 年度 2026年度
特定施設 (介護付有料老人ホーム等)	16,664人 (300人)	16,964人 (300人)	17,264人 (300人)

※ 住宅型有料老人ホームの整備状況を含む

() は、増加定員数

整備にあたっては、事業者を公募し採点のうえ選定
(新設以外に住宅型有料老人ホームからの移行希望あり)

2 特定施設・住宅型有料老人ホームの整備状況



横浜市

(2) 住宅型有料老人ホームの利用定員（第9期高齢者保健福祉計画等）

届出により事業を開始できることから、整備量の管理が困難
このため、過去の実績から利用定員を推計し、参考として記載

住宅型有料老人ホーム利用定員

各年度3月31日時点

	R 6 年度 2024年度	R 7 年度 2025年度	R 8 年度 2026年度
計画値	5,963人 (260人)	6,223人 (260人)	6,483人 (260人)
実績値	6,648人 (577人)	— —	— —

() は、増加定員数

2 特定施設・住宅型有料老人ホームの整備状況



横浜市

(3) 住宅型有料老人ホームへの規制について

総量規制を導入し、全ての事業者を公募により選定した場合、参入のハードルが高くなるため、創意工夫のある小規模事業者による新規開設が難しくなる等、需要に対する供給の柔軟性が失われるという懸念がある

一方で、利用者の安全や尊厳を確保するため、一定程度の規制は必要と考える

➡ 許可制や登録制などの導入

最低限の基準を超える施設のみ開設を許可することにより、一定程度の質を担保することが可能

明日をひらく都市

OPEN  PIONEER

YOKOHAMA